

新焼却施設設計・施工監理業務委託
公募型プロポーザル

提案評価基準書

令和8年7月

松戸市 環境部 清掃施設整備課

目次

1. 提案評価基準書の位置付け	1
2. 優先交渉権者選定の手順	1
(1) 審査機関.....	1
(2) 参加資格審査.....	1
(3) 企画提案書類の審査	1
(4) 優先交渉権者の選定	2
3. 企画提案書類の審査方法	3
(1) 提出書類の整合確認.....	3
(2) 企画提案書類と評価項目との整合確認.....	3
(3) 評価項目及び配点	3
4. 評価点の算出方法.....	5
(1) 評価項目「事業費」以外の点数化について.....	5
(2) 評価項目「事業費」の点数化について.....	5
5. 総合評価.....	5

1.提案評価基準書の位置付け

この提案評価基準書（以下、「本基準書」という。）は、松戸市（以下、「市」という。）が実施する新焼却施設設計・施工監理業務委託（以下「本業務」という。）を受託する事業者について、公募型プロポーザル方式による募集及び選考を行うにあたっての評価基準等を定めたものである。

本基準書は、参加申込者から提出された企画提案書類を客観的に評価する基準として示すものであり、参加申込者は、本基準書とあわせて以下の書類を十分に理解した上で、必要な書類を作成し、参加申込すること。

ア.新焼却施設設計・施工監理業務委託 公募型プロポーザル 実施要領

イ.新焼却施設設計・施工監理業務委託 仕様書

ウ.新焼却施設設計・施工監理業務委託 公募型プロポーザル 様式集

2.優先交渉権者選定の手順

（１）審査機関

本業務は、公募型プロポーザル方式を採用し、参加申込者が提出した企画提案書類の審査を公平に専門的知見に基づいて実施するため、松戸市新焼却施設設計・施工監理業務委託プロポーザル選考委員会（以下、「選考委員会」という。）を設置している。選考委員会は、本基準書に基づき、参加申込者から提出のあった企画提案書類及びプレゼンテーションを基に総合的に評価を行う。

（２）参加資格審査

市では、参加申込希望者から、提出された参加資格に関する提出書類を基に、新焼却施設設計・施工監理業務委託公募型プロポーザル実施要領（以下、「実施要領」という。）において示した事項を満たしているかどうかの確認を行う。

参加資格審査の結果、参加資格要件を満たしていることが確認された参加申込希望者のみ、次段階の企画提案書類の審査に参加できるものとし、参加資格要件を満たしていない又は提出書類に不備がある参加申込希望者は失格とする。なお、参加資格審査の結果については、全参加申込希望者に通知する。

（３）企画提案書類の審査

市及び選考委員会では、企画提案書類に記載された内容が本基準書に示す事項を満たしているかどうかの確認を行う。

審査の結果、実施要領に基づき当該事項を全て満たしていることを確認した参加申込者のみ、プレゼンテーション及びヒアリングに進むことができるものとし、提案基準を満たしていない又は提出書類に不備がある参加申込者は失格とする。

(4) 優先交渉権者の選定

選考委員会において、総合評価点を算出し、市では、選考委員会における総合評価の結果に基づき、優先交渉権者の選定を行う。

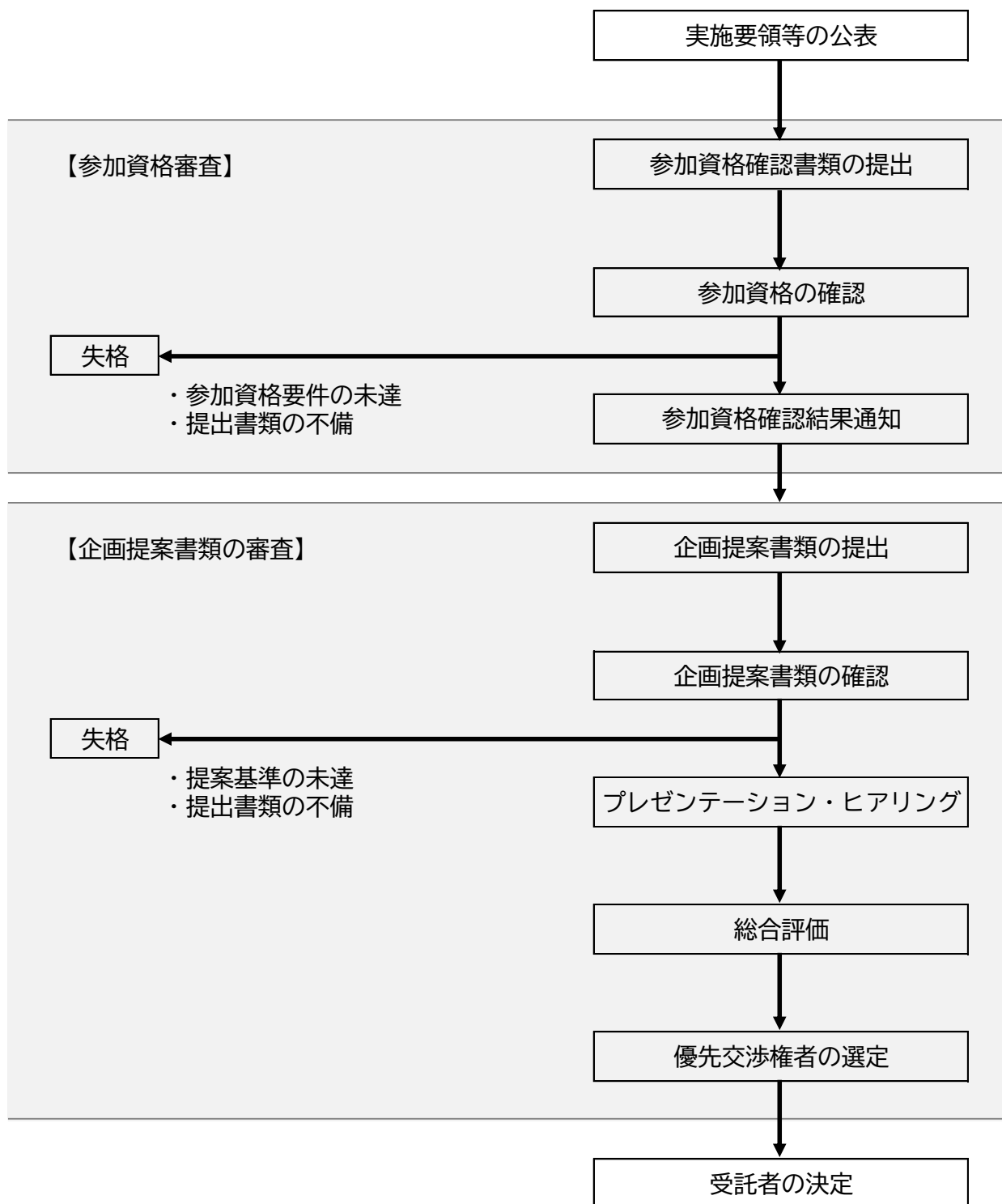


図1 受託者決定までの流れ

3.企画提案書類の審査方法

市では、参加申込者から提出を受けた企画提案書類について、次に示す項目を審査する。なお、当該書類が本基準書に記載している評価項目の内容を満たしていないと市及び選考委員会が判断した場合は、その参加申込者は失格とする。

(1) 提出書類の整合確認

- ア.必要な書類がそろっているか
- イ.書類間の整合が図られているか

(2) 企画提案書類と評価項目との整合確認

提案内容が本基準書の評価項目を満たしているか（ただし、実施要領や質問回答書の内容等も考慮した上で判断する。）

(3) 評価項目及び配点

合計点は100点とする。選考委員会では、次ページの表1で示す評価基準に基づき評価を行い、点数化する。なお、審査に当たり、提案内容について参加申込者にプレゼンテーションを求めるとともに、ヒアリングを実施する。

表 1 評価項目及び配点

評価項目		評価基準	配点	
1	企業の実績	施工監理業務の実績	平成25年4月以降にしゅん工した地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、ボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設（処理能力100t/日・炉以上かつ複数炉構成）の設計建設の施工監理業務を元請として履行した件数に応じて評価[1件：0点][2件：1点][3件：2点]	
2	配置予定技術者の実績	管理技術者の実績	管理技術者として、実施要領6（7）管理技術者等の配置と資格等の要件に定める実績に応じて評価 [1件：0点][2件以上：1点]	2
3		担当技術者の実績	建築担当技術者として、実施要領6（7）管理技術者等の配置と資格等の要件に定める実績に応じて評価 [1件：0点][2件以上：1点]	1
4			土木担当技術者として、実施要領6（7）管理技術者等の配置と資格等の要件に定める実績に応じて評価 [1件：0点][2件以上：1点]	1
5			プラント担当技術者として、実施要領6（7）管理技術者等の配置と資格等の要件に定める実績に応じて評価 [1件：0点][2件以上：1点]	1
6			電気・計装設備担当技術者として、実施要領6（7）管理技術者等の配置と資格等の要件に定める実績に応じて評価 [1件：0点][2件以上：1点]	1
7	業務の実施体制	実施体制	・役割や責任が明確であり管理体制及び連絡体制を示しているか ・チームの統括及びマネジメント等に係る組織体制について具体的内容を示しているか ・書類のチェック体制や業務のバックアップ体制を示しているか	10
8		実施スケジュール	・契約後、業務が円滑に実施されるよう整備事業者や市との調整を示しているか ・実施スケジュールで、整備事業者や施工監理業者、市が業務上、重要となるポイントを示しているか	5
9	業務の実施方針及び手法	業務の実施方針	・仕様書に基づく業務の内容を理解し、特に業務を実施する上で重視する配慮事項等について、的確性、実現性が方針 あるとなっているか ・想定されるリスクへの対応が含まれているか ・本施設の立地条件から想定される課題を把握しているか	10
10		管理方法	プラント工事や建設工事、電気工事など複数の建設工事の下、業務を実施できるよう工事事業者との調整に係る具体的な方法を示しているか	10
11	プレゼンテーション	説明及び回答能力	丁寧かつ分かりやすい説明がなされるとともに、質問に対し適切な回答がされているか	8
12	事業費	見積金額	50 ×（最低見積価格／見積価格）	50
合 計				100

4.評価点の算出方法

(1) 評価項目「事業費」以外の点数化について

5段階評価により評価項目別に得点を算出し、その合計を評価点とする。なお、評価項目別の得点に小数点以下の数値がある場合は、小数点以下第2位まで求めることとし、詳細は表2に示す。

表2 点数化方法

評価	評価内容	点数化方法
A	特に優れており、提案内容に大きな期待ができる	配点×1.00
B	AとCの間である	配点×0.75
C	優れており、提案内容に期待ができる	配点×0.50
D	CとEの間である	配点×0.25
E	要求水準を満たす程度である	配点×0.00

(2) 評価項目「事業費」の点数化について

評価項目のうち「事業費」の点数化については、事業費に記載された金額が、提案限度額以下の範囲内の者のうち、最低の者を配点の満点である50点とし、次の方法で算出する。

$$50 \times (\text{最低見積価格} / \text{見積価格})$$

※最低見積価格：提案限度額以下の範囲内の見積価格のうち、最低の価格
見積価格：参加申込者から提出された見積価格

5.総合評価

表1で示した評価項目の評価点を各選考委員が算出し、各項目の平均点の合計で最も点数の高い参加申込者を優先交渉権者と選定する。また、次に点数の高い参加申込者を優秀提案者（次点者）とする。

なお、評価点が同点で最優秀提案者が2者以上となったときは、評価項目「業務の実施方針及び手法」の合計点数が高い提案を行った者を優先交渉権者として選定する。

この場合において、当該点数が同点であるときは、「業務の実施体制」の合計点数が高い提案を行った者を優先交渉権者として選定する。

なおも点数が同点であった場合は、選考委員会に諮り、優先交渉権者を選定することとし、優秀提案者についても同様とする。

また、点数が6割に満たない者は失格とし、提案者が1者であった場合も点数が6割以上であれば優先交渉権者とする。